

国立大学法人鹿屋体育大学の広報活動における基本方針

〔学 長 裁 定〕
平成19年12月 6日

本学は広報活動を大学経営の重要課題と位置付け、下記に基づき広報活動を実施します。

1. 基本的な考え方

- (1) 大学の理念、経営方針、目的及び実際の活動を踏まえ、大学として一体感のある統一したイメージを発信します。
- (2) 役職員全員が本学広報活動について共通理解を持ち、各自の職務を遂行します。
- (3) 受け手側の立場に立った、分かりやすい、広報活動の実施に努めます。

2. 基本方針

(1) 広報活動方針

- ① 広報活動に関する基本的な考え方及び方針等について役職員全員で共有し、それらに基づく広報活動計画の立案、優先順位付けを行い、一貫性、統一性、計画性のある広報活動を実施します。

(2) 広報活動体制

- ① 指揮命令系統、責任の所在及び検討・実施組織を明確にするとともに、対応窓口、情報の整理・発信、情報収集等の機能を含めた広報活動体制を整備します。
- ② 広報活動における事務組織、教員組織等による役割分担を明確にします。

(3) 広報手段・方法

- ① 広報の目的、対象、方法、内容等に合致した広報手段・方法で広報活動を実施します。
- ② 広報手段・方法について整理、統合するとともに、新しい広報手段・方法について積極的に検討し、導入します。

(4) 卒業生、地元関係者及び専門家等の学外者と連携した広報活動

- ① 本学卒業生、学外有識者等の学外者と連携した広報活動を行う仕組みを整備します。
- ② 学外者からの意見を聴取する仕組みを整え、受け手側を尊重した広報活動を実施します。

(5) マスコミ等と連携した広報活動

- ① 取材を受ける場合のマスコミ等の対応窓口・方法、留意事項、役割分担等についての基本的なマニュアルを作成し、大学として迅速かつ統一的な対応を実施します。
- ② マスコミ等と連携した広報活動を推進します。

(6) 役職員の広報マインドの醸成及び広報活動に必要な知識やスキルの向上

- ① 広報活動に関する基本的な考え方及び方針等について役職員全員で共有するとともに、広報マインドを醸成し、職務上必要な広報活動に関する知識やスキルの向上を目指します。

附 則

この裁定は、平成19年12月6日から施行する。